

第5節 従事者の確保と資質向上

ア 特定教育・保育施設の従事者

新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行うとともに、経験豊富な保育士人材の離職を防止するなど、雇用の継続により、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう、処遇・待遇の改善を始めとする労働環境等の整備に向けた取り組みを支援します。

また、年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材に関する情報を集約し、その情報を市町村等が共有する制度を整備します。

さらに、保育士資格保有者のうち保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職について、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。

一方、認定こども園の普及促進に合わせ、保育教諭を確保するため幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置を周知するとともに、資格取得に係る経費を助成するなど、必要な支援を行います。

加えて、保育士等の資質の向上を図るため、研修実施体制の整備を含め、現場のニーズに則した重要課題に関する研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対して支援します。

【特定教育・保育の必要見込み従事者数】

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育教諭	156	226	339	368	419
保育士	7,710	7,637	7,521	7,482	7,423
幼稚園教諭	527	515	502	496	485
合計	8,393	8,378	8,362	8,338	8,327

イ 地域子ども・子育て支援事業の従事者

多様な子育てに係る事業の担い手等を確保するため、育児経験豊かな方や子育てに高い関心・理解を持つ方等、年齢や男女を問わず、地域における意欲ある人材を対象とした研修を実施し、子育て支援分野での活躍を支援します。

特に、放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を実施します。